

議案第四十一号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「退職した者」の下に「（第八条第二項の規定に該当する者を除く。）」を加える。

第十五条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に、「当該退職手当」を「当該一般の退職手当等」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同条第四項中「当該合算した期間内」を「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあ

るのは「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」に改め、同条第十三項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一項及び第十五条第四項の改正規定は公布の日から、同条第十三項の改正規定及び附則第三項の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十五条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十五条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとした同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対しては支給しない。

#### （提案理由）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当の支給要件を改める等の必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第九条の三 退職した者(第八条第二項の規定に該当する者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額とする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定</p>	<p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第九条の三 退職した者 の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額とする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定</p>

減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第五条から第八条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一及び二 略

2 略

(失業者の退職手当)

第十五条 勤続期間十二月以上(特定退職者

(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給

資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)

にあつては、六月以上)で退職した職員

(第五項の規定に該当する者を除く。)で

あつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げ

る額に満たないものが、当該退職した職員

を同法

第十五条第一項に規定する受給資格者

減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第五条から第八条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一及び二 略

2 略

(失業者の退職手当)

第十五条 勤続期間六月以上

で退職した職員

(第五項の規定に該当する者を除く。)で

あつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げ

る額に満たないものが、当該退職した職員

を雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六

号)第十五条第一項に規定する受給資格者

と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十條第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項

に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第

と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十條第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第二項に規定する特

定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより区長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第

一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該一般の退職手当等のほかにその超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一及び二 略

2 略

3 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けない

一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該退職手当のほかにその超える部分の失業の日につき同号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一及び二 略

2 略

3 勤続期間六月以上  
で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けない

ときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第一項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる

ときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第一項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる

受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

5  
12 略

13 本条の規定による退職手当は、雇用保険法

の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。

受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」とする。

5  
12 略

13 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十

三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。